

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－3－2－1－2 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な態勢が整備されているか検証する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 契約締結の客観的かつ合理的な理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. 及びロ. の検証に関しては、それぞれに掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ハ. の検証に関しては、保証契約を締結する場合において上記ハ. aからcまで</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－3－2－1－2 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 契約締結の客観的かつ合理的な理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. 及びロ. の検証に関しては、それぞれに掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ハ. の検証に関しては、保証契約を締結する場合において上記ハ. aからcを説</p>

改正後	現行
<p>を説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、<u>民法における保証契約の取扱い（Ⅱ－９－１参照）</u>及び「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅱ－９－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的かつ合理的理由</p> <p>c (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や系統金融検査マニユ</p>	<p>明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅱ－９－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的かつ合理的理由</p> <p>c (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や系統金融検査マニユ</p>

改正後	現行
<p>アル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、利用者の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。(Ⅱ－９－２(３)参照) <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ－４－１ 基本的役割</p> <p>組合は、中小漁業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りなが</p>	<p>アル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、利用者の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。(Ⅱ－９－２(２)参照) <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ－４－１ 基本的役割</p> <p>組合は、中小漁業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りなが</p>

改正後	現行
<p>ら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。</p> <p>特に、組合は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定（注）の趣旨を十分に踏まえ、地域水産業・地域経済の活性化及び漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組が求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、組合は、資金供給者としての役割のみならず、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小漁業者等の経営改善等に向けた取組を先延ばしすることなく最大限支援していくことも求められる（中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ－５－２－１及びⅡ－５－２－４を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった中小漁業者等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金（注 3）や出資等も活用し、中小漁業者等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅱ－８－２参照）。</p> <p>（注 1）～（注 3）（略）</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－１ 経緯</p> <p>（1）地域密着型金融の推進については、平成 19 年 8 月に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』が改正され、通常の監督行政の恒久的な</p>	<p>ら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。</p> <p>特に、組合は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定（注）の趣旨を十分に踏まえ、地域水産業・地域経済の活性化及び漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、組合は、資金供給者としての役割のみならず、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小漁業者等の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる（中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ－５－２－１及びⅡ－５－２－４を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった中小漁業者等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金（注 3）や出資等も活用し、中小漁業者等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅱ－８－２参照）。</p> <p>（注 1）～（注 3）（略）</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－１ 経緯</p> <p>（1）地域密着型金融の推進については、平成 19 年 8 月に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』が改正され、通常の監督行政の恒久的な</p>

改正後	現行
<p>枠組みとして位置付けられるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備が行なわれてきた。</p> <p>こうした中、組合においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の<u>取組</u>が行われてきている。一方、中小漁業者等をはじめとした利用者からは、そうした<u>取組</u>にとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>また、組合は、こうした<u>取組</u>により、漁村等地域の関係者からの期待に応えるとともに、中小漁業者等や漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な漁村等地域への貢献を行うことが期待される。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の<u>取組</u>について利用者と組合の双方にとってより実効的なものとしていく必要があることから、以下のとおり、本監督指針に<u>明確に盛り込んだ</u>。</p> <p>(注) 地域密着型金融の<u>取組</u>に関する課題や改善の方向性については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-1(1)②が参考となる。</p> <p>「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、組合、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に組合が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p>	<p>枠組みとして位置付けられるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備が行われてきた。</p> <p>こうした中、組合においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の<u>取組み</u>が行われてきている。一方、中小漁業者等をはじめとした利用者からは、そうした<u>取組み</u>にとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>また、組合は、こうした<u>取組み</u>により、漁村等地域の関係者からの期待に応えるとともに、中小漁業者等や漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な漁村等地域への貢献を行うことが期待される。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の<u>取組み</u>について利用者と組合の双方にとってより実効的なものとしていく必要があることから、<u>今般</u>、以下のとおり、本監督指針に<u>明確に盛り込むこととした</u>。</p> <p>(注) 地域密着型金融の<u>取組み</u>に関する課題や改善の方向性については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-1(2)が参考となる。</p> <p>「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、組合、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に組合が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p>

改正後	現行
<p>「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」においては、個々の具体的な<u>取組</u>は各組合の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各組合に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面の着眼点を示している。</p> <p>「Ⅱ－５－４ 監督手法・対応」においては、組合の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な<u>取組</u>を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p><u>(3) 新型コロナウイルス感染症により、我が国の経済は大きく傷ついたが、同感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付けが、令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、燃油等の漁業用生産資材等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた中小漁業者等が数多く存在している中、官民の金融機関において実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化した。特に組合においては、<u>地域の水産業や中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては組合自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。</u></u></p> <p><u>こうした背景のもとで、組合による、資金繰り支援にとどまらない、中小漁業者等の実情に応じた経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、事業者支援の一層の推進を図っていくことが期待される。</u></p>	<p>「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」においては、個々の具体的な<u>取組み</u>は各組合の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各組合に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面の着眼点を示している。</p> <p>「Ⅱ－５－４ 監督手法・対応」においては、組合の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な<u>取組み</u>を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>（１）地域水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、漁村等地域の中小漁業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、組合を含めた漁村等地域の関係者が連携・協力しながら中小漁業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する組合においては、資金供給者としての役割にとどまらず、漁村等地域の中小漁業者等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</p> <p><u>また、外部環境が大きく変化した等、漁村等地域の中小漁業者等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、組合において地域水産業や中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、中小漁業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。</u></p> <p>（２）このため、組合は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置付け</u>、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画」、「漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた<u>取組</u>を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>	<p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>（１）地域水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、漁村等地域の中小漁業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、組合を含めた漁村等地域の関係者が連携・協力しながら中小漁業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する組合においては、資金供給者としての役割にとどまらず、漁村等地域の中小漁業者等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</p> <p>（２）このため、組合は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置づけ</u>、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「漁村等地域の面的再生への積極的な参画」、「漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた<u>取組み</u>を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>

改正後	現行
<p>(注) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注) 規模や人員に制約がある場合が多い組合については、農林中央金庫や全漁連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組に係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農林中央金庫・全漁連の機能充実を通じた総合的な取組を推進することが必要である。また、個別組合は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農林中央金庫・全漁連の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－２－１ 中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>組合は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、中小漁業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引組合については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、中小漁業者等が経営課題を認識した上で経営改善、</p>	<p>(注) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注) 規模や人員に制約がある場合が多い組合については、農林中央金庫や全漁連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農林中央金庫・全漁連の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。また、個別組合は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農林中央金庫・全漁連の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－２－１ 中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>組合は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、中小漁業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引組合については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、中小漁業者等が経営課題を認識した上で経営改善、</p>

改正後	現行
<p>事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような中小漁業者等と組合双方の<u>取組</u>が相乗効果を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、中小漁業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、組合の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>組合のコンサルティング機能は、中小漁業者等との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより中小漁業者等自身も課題認識を深めつつ、主体的な<u>取組</u>を促し、同時に、最適な解決策を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。<u>その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、中小漁業者等の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。</u>以下に組合に期待される中小漁業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び組合、さらには中小漁業者等の認識の共有に資するために、本来は、利用者の状況や組合の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各組合において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p>	<p>事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような中小漁業者等と組合双方の<u>取組み</u>が相乗効果を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、中小漁業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、組合の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>組合のコンサルティング機能は、中小漁業者等との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより中小漁業者等自身も課題認識を深めつつ、主体的な<u>取組み</u>を促し、同時に、最適な解決策を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。以下に組合に期待される中小漁業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び組合、さらには中小漁業者等の認識の共有に資するために、本来は、利用者の状況や組合の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各組合において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p>

改正後	現行
<p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め・予兆管理</p> <p>中小漁業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた中小漁業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、中小漁業者等の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、中小漁業者等の経営の目標や課題を分析し、中小漁業者等のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小漁業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・ 外部環境の見通し ・ 中小漁業者等の関係者（取引先、他の金融機関、<u>漁業信用基金協会</u>、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・ 組合の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・ 組合の財務の健全性確保の観点 <p><u>また、中小漁業者等が取り得る解決策が多いうちから、組合が中小漁業者等の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断を支援することが重要である。そのため、組合は、中小漁業者等が収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況（以下、Ⅱ－５において「有事」という。）へ移行する兆候があるかどうかを継続的に把握することにも努める。なお、中小漁業者等における平時から有事への</u></p>	<p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め</p> <p>中小漁業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた中小漁業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、中小漁業者等の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、中小漁業者等の経営の目標や課題を分析し、中小漁業者等のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小漁業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・ 外部環境の見通し ・ 中小漁業者等の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・ 組合の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・ 組合の財務の健全性確保の観点

改正後	現行
<p><u>移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、海洋環境を含む事業環境や社会環境の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、組合は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた中小漁業者等に対し、有事への段階的移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。</u></p> <p>② 中小漁業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な<u>取組</u>の促進</p> <p>中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に<u>認識</u>できていない場合を含め、<u>経営の目標や課題への認識を深めるよう適切に助言し、中小漁業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。また、必要に応じて、他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、中小漁業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組を促す。</u></p> <p>(2) 最適な解決策の提案</p> <p>中小漁業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、中小漁業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、中小漁業者等の立場に立って適時に最適な解決策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小漁業者支援策を活用する。</p> <p><u>また、今後、中小漁業者等を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能な解決策についても積極的に情報提供を行うなど、中小漁業者の状況の変化の兆候を把握し、中小</u></p>	<p>② 中小漁業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な<u>取組み</u>の促進</p> <p>中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に<u>認識</u>できるよう適切に助言し、中小漁業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。<u>中小漁業者等の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、中小漁業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p> <p>(2) 最適な解決策の提案</p> <p>中小漁業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、中小漁業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、中小漁業者等の立場に立って適時に最適な解決策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、<u>外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小漁業者支援策を活用する。</u></p>

改正後	現行
<p><u>漁業者等に早め早めの対応を促す。</u></p> <p>特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援に当たり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知識・機能を積極的に活用する。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な中小漁業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>組合が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、組合と中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、<u>漁業信用基金協会</u>、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（組合から提案された解決方策が中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、<u>漁業信用基金協会</u>、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、中小漁業者等が本質的な経営課題を認識し、改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、中小漁業者等が自力で策定することが望ましい。その際、組合は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方を適切に織り込んでいるか等について、中小漁業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、<u>中小漁業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や組合の積極的な関与が有効であると考えられる場合には</u>、中小漁業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（中小漁業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を組</p>	<p>特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知識・機能を積極的に活用する。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な中小漁業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>組合が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、組合と中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（<u>組合から提案された解決方策が中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。</u>）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、中小漁業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、中小漁業者等が自力で策定することが望ましい。その際、組合は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方を適切に織り込んでいるか等について、中小漁業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、<u>中小漁業者等が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合には</u>、中小漁業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（中小漁業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を組合が作成するこ</p>

改正後	現行
<p>合が作成することを含む。)する。<u>その際、中小漁業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、組合単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知識・機能を積極的に活用し、計画の策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小漁業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定にこだわることなく、簡素・定性的であっても、中小漁業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。<u>また、組合が、中小漁業者等に対し、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して、資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件変更等を行った中小漁業者等から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが中小漁業者等の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p> <p>③ <u>経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組等</u></p>	<p>とを含む。)する。<u>その際、組合単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小漁業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定にこだわることなく、簡素・定性的であっても、中小漁業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件変更等を行った中小漁業者等から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが中小漁業者等の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p> <p>③ 事業再生支援に関する<u>主体的・継続的な関与</u></p>

改正後	現行
<p>組合が中小漁業者等の主たる取引金融機関である場合において、<u>丁寧に対話を行ったうえで、実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に取り組んでいく。</u></p> <p>また、<u>当該組合が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該中小漁業者等の事業再生支援を行うときは、当該組合が主体的かつ継続的に関与していく。</u></p> <p><u>さらに、貸付残高が少ない中小漁業者等や、保全されている債権の割合が高い中小漁業者等、漁業信用基金協会の保証付き融資の割合が高い中小漁業者等に対しても、組合自らの経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、中小漁業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に対応していく。</u></p> <p>(4) 中小漁業者等との協働による解決策の実行及び進捗状況の管理</p> <p>中小漁業者等や連携先とともに、解決策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決策を実行する。</p> <p>解決策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解決策の実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p>特に、<u>国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を組合が支援した場合には、当該組合が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行うこととする。</u></p> <p>また、<u>中小漁業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在していることを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関や漁業信用基金協会と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</u></p>	<p>組合が中小漁業者等の主たる取引金融機関である場合において、当該組合が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該中小漁業者等の事業再生支援を行うときは、当該組合が主体的かつ継続的に関与していく。</p> <p>(4) 中小漁業者等との協働による解決策の実行及び進捗状況の管理</p> <p>中小漁業者等や連携先とともに、解決策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決策を実行する。</p> <p>解決策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解決策の実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p>特に、中小漁業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在していることを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</p>

改正後	現行
<p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、解決方策の策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行している解決方策について見直しの要否を中小漁業者等や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を中小漁業者等が認識できるよう適切な助言を行った上で、解決方策の見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、中小漁業者等や連携先と協働して実行する。</p>	<p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、解決方策の策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行している解決方策について見直しの要否を中小漁業者等や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を中小漁業者等が認識できるよう適切な助言を行った上で、解決方策の見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、中小漁業者等や連携先と協働して実行する。</p>
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>
<p>II-5-2-2 漁村等地域の面的再生や<u>地域水産業の下支え</u>への積極的な参画</p>	<p>II-5-2-2 漁村等地域の面的再生への積極的な参画</p>
<p>組合は、成長分野の育成などの漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組</u>や<u>地域水産業、中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献する取組</u>に積極的に参画することが期待されている。</p>	<p>組合は、成長分野の育成などの漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組み</u>に積極的に参画することが期待されている。</p>
<p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p>	<p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p>
<p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や漁業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら、地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、<u>漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支え</u>に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p>	<p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や漁業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら、地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、<u>漁村等地域の面的再生</u>に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p>

改正後	現行
<p>その際、例えば、地域活性化プランの中に中小漁業者等を戦略的に<u>位置付け</u>支援するなど、地域水産業・地域経済全体の活性化と同時に中小漁業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。</p> <p>なお、このような漁村等地域の面的再生や<u>地域水産業の下支え</u>への参画については、組合にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。組合は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である漁村等地域の面的再生や<u>地域水産業の下支え</u>に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－２－３ 漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信</p> <p>組合は、地域密着型金融の<u>取組</u>に関して、具体的な目標やその成果を漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は中小漁業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、組合との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している組合との信頼関係の強化を通じて、当該組合によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、漁村等地域の面的再生や<u>地域水産業の下支え</u>への積極的な参画に関する<u>取組</u>や中小漁業者の経営状況に応じた解決方策や経営改善・事業再生支援に関する<u>取組</u>を積極的に発信し、自らの経営基盤である漁村等地域の経済や社会に対して責任のある立場を保持し続けるという意味を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</p> <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の<u>取組</u>に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、漁村等地域</p>	<p>その際、例えば、地域活性化プランの中に中小漁業者等を戦略的に<u>位置づ</u>け支援するなど、地域水産業・地域経済全体の活性化と同時に中小漁業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。</p> <p>なお、このような漁村等地域の面的再生への参画については、組合にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。組合は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である漁村等地域の面的再生に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－２－３ 漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信</p> <p>組合は、地域密着型金融の<u>取組み</u>に関して、具体的な目標やその成果を漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は中小漁業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、組合との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している組合との信頼関係の強化を通じて、当該組合によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する<u>取組み</u>を発信し、自らの経営基盤である漁村等地域の経済や社会に対して責任のある立場を保持し続けるという意味を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</p> <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の<u>取組み</u>に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、漁村等地域</p>

改正後	現行
<p>における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各組合が地域密着型金融の<u>取組</u>を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各組合において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) Ⅱ－５－２－１～３の目指すべき方向を踏まえ、具体的<u>取組</u>を推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの<u>取組</u>を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、<u>取組</u>の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> <p>(2) 地域密着型金融の<u>取組</u>を組織全体として推進するため、本部による支所・支店等支援態勢の整備に努めているか。例えば、<u>支所・支店等が中小漁業者等との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題（有事への予兆を含む。）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて支所・支店等と本部が一体となって実効性のある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、中小魚漁業者等の経営課題に応じ</u></p>	<p>における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各組合が地域密着型金融の<u>取組み</u>を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各組合において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) Ⅱ－５－２－１～３の目指すべき方向を踏まえ、具体的<u>取組み</u>を推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの<u>取組み</u>を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、<u>取組み</u>の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> <p>(2) 地域密着型金融の<u>取組み</u>を組織全体として推進するため、本部による支所・支店等支援態勢の整備に努めているか。</p>

改正後	現行
<p><u>た最適な解決策を提供するための態勢整備に努めているか。</u></p> <p>(3) 個々の中小漁業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、中小漁業者等に密着して、中小漁業者等の経営課題に応じた最適な解決策を、中小漁業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。<u>また、中小漁業者等の有事への移行の予兆を管理し、中小漁業者等に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。</u>その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自組合における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等）、他の金融機関、<u>漁業信用基金協会</u>等と連携できるよう、本部や支所・支店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>取引組合として、外部専門家・外部機関や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」</u>（令和4年3</p>	<p>(3) 個々の中小漁業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、中小漁業者等に密着して、中小漁業者等の経営課題に応じた最適な解決策を、中小漁業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自組合における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等）、他の金融機関等と連携できるよう、本部や支所・支店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を</u></p>

改正後	現行
<p>月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表)等を活用して中小漁業者等の事業再生支援を行う場合には、<u>積極的な対応をしているか。</u></p> <p>また、<u>取引組合は、仮に中小漁業者等の事業再生が困難であると判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。</u>また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p><u>加えて、主たる取引組合として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して中小漁業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。</u></p> <p>(注1)・(注2)(略)</p> <p>(5) <u>コンサルティング機能の発揮・漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。</u>また、そうしたノウハウや各種の漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店等と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) <u>地域密着型金融の取組について、具体的な目標やその成果を漁村等地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。</u>その際、利用者が<u>コンサルティング機能の発揮・漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えに向けた取組の成果や漁村等地域における融資の取組</u>な</p>	<p>活用して中小漁業者等の事業再生支援を行う場合には、<u>主体的かつ継続的に関与しているか。</u>特に、<u>主たる取引組合は、仮に中小漁業者等の事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか。</u>また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(注1)・(注2)(略)</p> <p>(5) <u>コンサルティング機能の発揮や漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。</u>また、そうしたノウハウや各種の漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店等と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) <u>地域密着型金融の取組みについて、具体的な目標やその成果を漁村等地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。</u>その際、利用者が漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組みの成果や漁村等地域における融資の取組み</u>など漁村等地域への貢献の状況を適切に評価で</p>

改正後	現行
<p>ど漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を組合の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別組合における情報発信に加え、業界団体が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある<u>取組</u>を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーション向上に資するため、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮・漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画に関する<u>取組</u>を業務上の評価(支所・支店等の評価を含む。)に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 組合については、必要に応じ、地域密着型金融の<u>取組</u>に係る農林中央金庫・全漁連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。</p> <p>(10) <u>組合が、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して基本的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する態勢となっているか。また、策定する基本的経</u></p>	<p>きるよう工夫しているか。また、利用者の評価を組合の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別組合における情報発信に加え、業界団体が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある<u>取組み</u>を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーション向上に資するため、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮や漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する<u>取組み</u>を業務上の評価(支所・支店等の評価を含む。)に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 組合については、必要に応じ、地域密着型金融の<u>取組み</u>に係る農林中央金庫・全漁連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>営改善計画が、中小漁業者等の経営改善に効果的な内容となるよう中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた内容となっているか。</u></p> <p>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応</p> <p>各組合における地域密着型金融の<u>取組</u>の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各組合による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した<u>取組</u>を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、漁村等地域の中小漁業者等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する<u>関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各組合における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と組合の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各組合が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</p>	<p>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応</p> <p>各組合における地域密着型金融の<u>取組み</u>の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各組合による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した<u>取組み</u>を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、漁村等地域の中小漁業者等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する<u>関係府省庁等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各組合における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該<u>取組み</u>が利用者と組合の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各組合が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</p>

改正後	現行
<p>トップヒアリングにおいては、組合の代表理事から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、Ⅱ－５－３に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、中小漁業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p><u>上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、組合の取組状況や地域水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、以降の監督対応にも活用する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ－８ 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>中小漁業者等の経営者保証には、中小漁業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就漁・創業を志す者の起業への取組、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小漁業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p>	<p>トップヒアリングにおいては、組合の代表理事から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、Ⅱ－５－３に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、中小漁業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ－８ 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>中小漁業者等の経営者保証には、中小漁業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就漁・創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小漁業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p>

改正後	現行
<p>こうした状況に鑑み、中小漁業者等の経営者保証に関する中小漁業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。</p> <p>この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</p> <p>漁協系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえつつ、漁業経営の特殊性にも配慮した適切な対応を行うことにより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</p> <p>Ⅱ－８－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針等を明確に定めているか。また、<u>同ガイドライン</u>に示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応、<u>経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し（Ⅱ－９－２（２）参照）</u>を含む。）</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>こうした状況に鑑み、中小漁業者等の経営者保証に関する中小漁業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。</p> <p>この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</p> <p>漁協系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえつつ、漁業経営の特殊性にも配慮した適切な対応を行うことにより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</p> <p>Ⅱ－８－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針等を明確に定めているか。また、<u>当ガイドライン</u>に示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）</p> <p>④・⑤ (略)</p>

改正後	現行
<p>また、経営者保証に関する取組状況を定期的に検証し、必要な改善策を基本方針に反映するよう努めているか。</p>	<p>また、経営者保証に関する取組状況を定期的に検証し、必要な改善策を基本方針に反映するよう努めているか。</p>
<p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p>
<p>(7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業活性化協議会</u>等）と十分連携・協力するよう努めているか。</p>	<p>(7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業再生支援協議会</u>等）と十分連携・協力するよう努めているか。</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>Ⅱ－9 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>	<p>Ⅱ－9 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>
<p>Ⅱ－9－1 意義</p>	<p>Ⅱ－9－1 意義</p>
<p>一般に、多くの中小漁業者等においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小漁業者等に対する融資においては、中小漁業者等の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p>	<p>一般に、多くの中小漁業者等においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小漁業者等に対する融資においては、中小漁業者等の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p>
<p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図る<u>チャンスのみならず</u>、社会生活を営む基盤すら失わせると</p>	<p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図る<u>チャンスを失わせたり</u>、社会生活を営む基盤すら失わせる</p>

改正後	現行
<p>いう問題を生じさせているのではないかとの指摘があることに鑑み、組合には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日公表）」において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」としたところであり、組合においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> <p><u>また、令和2年4月1日に施行された改正民法において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めるとされた。組合においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、改正民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>なお、一部の漁業融資においては、共同経営を行っている経営体等、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではない。</p> <p>Ⅱ－9－2 主な着眼点</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。</p> <p>また、漁業融資においては、漁業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を</p>	<p>という問題を生じさせているのではないかとの指摘があることに鑑み、組合には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日公表）」において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」としたところであり、組合においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> <p>なお、一部の漁業融資においては、共同経営を行っている経営体等、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではない。</p> <p>Ⅱ－9－2 主な着眼点</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。</p> <p>また、漁業融資においては、漁業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を</p>

改正後	現行
<p>締結する際には、<u>民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」</u>における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、組合から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考1)「<u>漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」（平成10年6月17日付蔵銀第1659号及び10水漁第2422号大蔵省銀行局長・水産庁長官通知）</u></p> <p>2-4 担保・保証人の徴求について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保証人の徴求</p> <p>保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、<u>角に依存しないよう留意するものとする。</u></p> <p>経営者保証については、「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」（平成25年12月5日「<u>経営者保証に関するガイドライン研究会</u>」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。</p> <p>また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか留意するものとする。</p>	<p>締結する際には、必要に応じ、「<u>漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」</u>及び「<u>信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について</u>」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、組合から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考1)「<u>漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」（平成10年6月17日付蔵銀第1659号及び10水漁第2422号大蔵省銀行局長・水産庁長官通知）</u></p> <p>2-4 担保・保証人の徴求について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保証人の徴求</p> <p>保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、<u>過度に依存しないよう留意する。</u></p> <p>経営者保証については、「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」（平成25年12月5日「<u>経営者保証に関するガイドライン研究会</u>」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。</p> <p>また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか留意するものとする。</p>

改正後	現行
<p>ただし、その場合にあっても、共同経営を行っている経営体に対する融資等、一部の漁業融資においては、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、<u>民法（明治 29 年法律第 89 号）に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。</u></p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>（3）第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u></p> <p><u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか留意するものとする。</u></p> <p>（参考 2）（略）</p> <p><u>（参考 3）民法における保証契約の取扱い（公証人による保証意思確認手続）</u></p> <p><u>（公正証書の作成と保証の効力）</u></p> <p><u>第 465 条の 6 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の</u></p>	<p>ただし、その場合にあっても、共同経営を行っている経営体に対する融資等、一部の漁業融資においては、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（参考 2）（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p><u>(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第465条の9 前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。</u></p> <p><u>一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</u></p> <p><u>二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者</u></p> <p><u>イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者</u></p> <p><u>ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p><u>ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p><u>ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者</u></p>	

改正後	現行
<p>三 <u>主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者</u></p> <p><u>(2) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u> <u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>II-9-3 監督手法・対応</p> <p>組合による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（II-3-2-1参照）。</p> <p><u>加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、同条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、同法第123条の2に基づく業務改善命令若</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>II-9-3 監督手法・対応</p> <p>組合による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（II-3-2-1参照）。</p> <p>こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、同条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、同法第123条の2に基づく業務改</p>

改正後	現行
<p>しくは同法第124条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の発出等を検討するものとする。</p>	<p>善命令又は同法第124条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の発出等を検討するものとする。</p>
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ-4-8-4-1 記載項目についての留意事項</p>	<p>Ⅲ-4-8-4-1 記載項目についての留意事項</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 個別記載項目についての留意事項</p>	<p>(2) 個別記載項目についての留意事項</p>
<p>①～⑥ (略)</p>	<p>①～⑥ (略)</p>
<p>⑦ 信用事業命令第48条第1項第1号ニ(3)「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者が興味や関心を持てるような具体的でわかりやすい内容が記載されているか。</p>	<p>⑦ 信用事業命令第48条第1項第1号ニ(3)「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者が興味や関心を持てるような具体的でわかりやすい内容が記載されているか。</p>
<p>イ. ～ニ. (略)</p>	<p>イ. ～ニ. (略)</p>
<p>(注1) (略)</p>	<p>(注1) (略)</p>
<p>(注2) 上記ハ及びニの取組状況については、<u>コンサルティング機能の発揮、地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画（地方公共団体、漁業関係団体、外部機関等との連携を含む。）</u>を具体的に記載しているか確認する。</p>	<p>(注2) 上記ニの取組状況については、<u>地域の面的再生への積極的な参画（地方公共団体・漁業関係団体・外部機関等との連携を含む。）</u>を具体的に記載しているか確認する。</p>
<p>(注3) (略)</p>	<p>(注3) (略)</p>
<p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協</u></p>	<p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業</p>

改正後	現行
<p>議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑧～⑫ (略)</p>	<p>基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑧～⑫ (略)</p>
<p>Ⅲ－４－８－４－２ 水協法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)に定める基準に従い、以下のとおり区分する(開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの(支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金)として差し支えない。)。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p>	<p>Ⅲ－４－８－４－２ 水協法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)に定める基準に従い、以下のとおり区分する(開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの(支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金)として差し支えない。)。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p>

改正後	現行
<p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者が債務減免等を含まない計画であって中小企業の事業再生ガイドライン第三部4.(4)②ロ及びハのみを満たす計画を除く。）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続き（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続き（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ－４－１１ 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１１－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化命令別紙様式第一号（記載上の注意）7. (1)及び別紙様式第二号（記載上の注意）8. (1)に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業（個人事業者を含む。）」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドが<u>出資</u>（現物出資）した取引先</p> <p>ニ.・ホ. (略)</p> <p>ヘ. <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④ (略)</p>	<p>Ⅲ－４－１１ 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１１－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化命令別紙様式第一号（記載上の注意）7. (1)及び別紙様式第二号（記載上の注意）8. (1)に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業（個人事業者を含む。）」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに<u>出資</u>（現物出資）した取引先</p> <p>ホ. (略)</p> <p>ヘ. <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④ (略)</p>

改正後	現行
<p>なお、経営改善支援等の具体的な取組は、信漁連において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2)(略)</p>	<p>なお、経営改善支援等の具体的な取組みは、信漁連において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2)(略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。